別記第4号様式（第5条関係）

住宅宿泊事業の適正な運営に係る証明の内容の変更届

　　　　年　　月　　日

　 和歌山県知事　様

届出者の住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

　条例第3条第1項の書類の内容を、次のとおり変更しましたので、同条例第4条第5項の規定により届け出ます。

記

1　住宅宿泊事業を営もうとする住宅に関する事項（法第3条関係）

（1）所在地

（2）不動産番号

（3）厚・国規則第2条各号に掲げる家屋の別

（4）一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

（5）住宅の規模

　　ア　居室（　　　　　　　㎡）

　　イ　各階の宿泊室

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

　　ウ　各階の宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

　　エ　イとウの合計

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

2　宿泊者の衛生確保のために講ずる措置（条例第5条関係）

（1）レジオネラ症対策に関する措置

3　宿泊者の安全確保のために講ずる措置（条例第6条関係）

（1）非常用照明器具の設置

（2）防火区画

4　宿泊者名簿の作成時の本人確認等のために講ずる措置（条例第8条関係）

（1）本人確認の方法

5　苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置（条例第10条関係）

（1）苦情等への対応者への配置状況

6　標識の掲示（法第13条、条例第11条関係）

（1）法第13条の標識の掲示場所

（2）条例第11条の標識の掲示場所

（3）（1）及び（2）のほか、標識の掲示に関し、講ずる措置

添付書類

　1 　次に掲げる事項を明示した住宅の図面

　　(1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置

　　(2) 住宅の間取り及び出入口

　　(3) 各階の別

　　(4) 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積

　　(5) 非常用照明器具の設置場所

　　(6) 防火区画

　　(7) (5)及び(6)のほか、宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じる場合は、当該措置を講

　　　じている場所

　　(8) 標識の掲示場所

　　(9) (1)から(8)までのほか、知事が必要と認める事項

　2 　条例第3条第4項の管理組合の規約（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、住宅宿泊事業

　　を営むことについての定めがない場合を除く。）

　3 　条例第3条第5項の書面（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、2の規約に住宅宿泊事業

　　を営むことについての定めがない場合に限る。）

　4 　条例第3条第6項の書面（届出者が届出に係る住宅の賃借人である場合に限る。）

　5 　条例第3条第7項の書面（届出者が届出に係る住宅の転借人である場合に限る。）

　6 　条例第3条第8項の書面

　7 　条例第3条第11 項の規定により説明し、意見を求めたことを証する書類

　8 　1から7までのほか、知事が必要と認める書類

備考　添付書類1から8までについては、上記2から5までの変更事項に伴う変更がない場合は、添付

　を省略することができる。